

法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。

図面は、方位がわかるように記入してください。また、地図等の使用に際しては、著作権を侵害することのないよう留意してください。

	注意点	チェック欄
1 広域地図（当該土地の周辺状況がわかるもの）	敷地範囲を色で囲む。	
2 住宅地図（当該土地の近接建物の状況等がわかるもの）	敷地範囲を色で囲む。	
3 地番の一覧表（地番の筆数が多い場合）	形質変更範囲に含まれる地番をすべて一覧表に示す。 また、地番により土地の所有者等が異なる場合は、地番ごとの土地の所有者等を示す。	
4 平面図（規則第23条第2項第1号）	形質変更範囲の境界を掘削範囲（根伐り等も含む。）、盛土範囲等土地の形質の変更の種類ごとに色等で区別して示す。 また、土地の形質の変更の種類ごとの面積と土地の形質の変更範囲全体の面積を示す。	
5 公図 <sup>※</sup> の写し（掘削範囲等を明記したもの）	対象地の範囲を示し、土地の形質の変更の種類ごとに色で区別して示す。	
6 土地の所有権に係る登記事項証明書（形質変更範囲を含む地番）	形質変更範囲を公図上で確認し、土地の形質の変更を行うすべての地番に係る登記事項証明書を添付する。	
7 土地の形質の変更の実施について土地の所有者等の同意があることを証する書類（形質変更実施者が土地の所有者と異なる場合）（規則第23条第2項第2号）	形質変更範囲に含まれるすべての土地（公有地も同様）の所有者（届出者を除く。）の同意書が必要。	

※公図とは・・・土地の図面であり、敷地範囲を明確にするために必要です。

公図の取得は、法務局で出来ます。

○川崎区、幸区、中原区・・・横浜地方法務局川崎支局

住所：川崎区宮前町12-11 川崎法務総合庁舎

電話：044-244-4166

○高津区、宮前区、多摩区、麻生区・・・横浜地方法務局麻生出張所

住所：麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎

電話：044-955-2222